平成２３年（フ）第３７８号
青森市大字浜田字豊田26番地１、申立時の住所青森市青葉３丁目２番地11
債務者　菊池　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
青森県黒石市大字石名坂字櫻清水15番地21
債務者　佐藤まき子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第７１号
青森県八戸市下長４丁目11番15―53号　県営住宅
債務者　滝沢　昭人
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
青森県八戸市類家１丁目８番38号　パールマンション102平浜方、前住所神奈川県横浜市神奈川区大口通134番地９　ファーストクラス大口駅前406号
債務者　平浜　隆明
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
宮城県登米市迫町佐沼字内町50番地14　ホワイトハイムオノ203号
債務者　菊地　謙太
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第３０３号
神奈川県横須賀市長井２丁目３番20号　ホワイトペルテⅡ102
債務者　竹川なお子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３０７号
神奈川県横須賀市長井３丁目46番３―301号
債務者　前田　清貴
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１７５号
福島県いわき市平下荒川字砂田51番地の２
債務者　鈴木澄美江
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１７１号
山口市宮野下2918番地８
債務者　永澤　孝光
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
山口市宮野下2918番地８
債務者　永澤実代子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５８８号
横浜市旭区都岡町20番地12　マンションレオ302
債務者　下間　祐香（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６９２号
横浜市保土ケ谷区川島町536番地　サンクレストＡ―103
債務者　大胡田広之
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７１５号
神奈川県大和市中央林間１丁目18番９号　リンカン２ｉｎ１　103号
債務者　野口　京子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７７０号
横浜市中区本牧間門19番43号　102号室
債務者　目時　　修
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８２９号
神奈川県藤沢市村岡東１丁目17番地の11　湘南東住宅Ａ棟101号室
債務者　寺田　浩幸
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８７９号
横浜市旭区中白根３丁目13番17号　メゾン岩崎Ｂ―105
債務者　本間　美鈴
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部